

R02-05460-02039
令和2年12月7日

国（厚生労働省）の働き方改革推進支援助成金の
交付決定を受けられた事業主様

長崎県雇用労働政策課長
（公 印 省 略）

長崎県「テレワーク導入助成金」の手続きについて（お知らせ）

師走の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、貴社では、国の働き方改革推進支援助成金の「テレワークコース」又は「新型コロナウイルス対策のためのテレワークコース」を申請し、既に交付決定通知書が国から届いていると思いますが、標記助成金の申請手続き等については、下記のとおりとしますのでお知らせします。

つきましては、別添のリーフレット又は県のホームページをご確認いただき、速やかに申請していただきますようお願いいたします。

記

1. 交付申請期限について

現 行 令和3年3月19日

改正後 令和2年12月23日

2. 交付請求及び実績報告について

助成金の交付申請と実績報告の手続きを分けて行うこととしましたので、国の助成金の支給決定後に、県へ交付請求及び実績報告を行ってください。

※詳細は別添のリーフレット及び県のホームページでご確認ください。

長崎県産業労働部雇用労働政策課

労政福祉班 担当：中野

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

TEL：095-895-2714 FAX：095-895-2582